東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.34

発行：東濃西部広域行政事務組合

長期間使用の家電にご注意！

ご家庭に、ずいぶん昔に購入して、今も現役で使用している家電はありませんか？
家電製品等は**長期間の使用や保有による経年劣化で**、発煙や発火などの危険が発生することがあります。扇風機は一般的に 10 年を超えての使用、または「長期使用製品安全表示制度」に基づいて表示された標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による事故が発生する可能性があります。
使用状況や環境により、製品の状態は異なりますが、家電は永久に現役で活躍することはできないこと、使えなくなる前に危険な状態になる可能性があることを認識して、一度、自宅にある家電製品の安全点検をしてみましょう。

軽い認知症のある父が、本屋で本を購入してきた。しかし、父は認知症になってからほとんど本を読まないので返品をしたい。

店舗で自ら購入したものを返品することは、商品に問題等がない限り、原則できません。しかも、返品に応じるか応じないかは店舗の判断によります。物事を判断する能力が十分でない人を法律的に支援する制度として成年後見制度がありますが、たとえ本人が被後見人であっても、日用品の購入契約を後見人が取り消すことができないことがあります。

7 月の相談件数

新規・継続合計	（■=10 件 ▮=1 件）
店舗購入	■■▮ 21 件
訪問販売	▮▮▮▮ 4 件
訪問購入	0 件
通信販売	■■▮▮▮▮▮▮▮▮28 件
連鎖販売	0 件
電話勧誘	▮▮▮▮▮▮ 6 件
送り付け商法	0 件
無店舗販売	0 件
不明	▮▮▮▮▮▮ 6 件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時　間／ 10:00 ～ 16:00　　相談料／無料
相　談／原則予約制　　予　約／住民登録地の窓口
※住居地以外の窓口を利用することもできます。

月・木曜日　多治見市役所本庁舎 くらし人権課／ 22 - 1111

火曜日　瑞浪市役所 生活安全課／ 68 - 9748　　金曜日　土岐市役所 広報広聴係／ 54 - 1111

E-mail 相談／ kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合　消費生活巡回相談事業　問い合わせ　23－1111(内線 491)